

交	00	01	5年
(令和10年3月末まで有効)			
運 免 第 3 5 9 号			
令 和 4 年 7 月 2 9 日			

交通部内所属長
各 警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長

運転適性検査・指導者養成等に関する要綱の制定について

指定自動車教習所、交通運輸事業所、一般会社及び事業所において、教習生又は自ら従業員を対象に実施している「警察庁方式運転適性検査K型」については、「運転適性検査・指導者養成等に関する要綱」（令和3年1月19日付け運免第949号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、事務の合理化と指定自動車教習所等の負担軽減を図るため、「運転適性検査・指導者養成等に関する要綱」を一部改正して別添のとおり制定したので、対応に誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 改正要点

- (1) 指定自動車教習所又は民間事業場等が運転適性検査を実施したときの警察本部長への実施報告を要しないこととした。
- (2) その他、文言の整理をした。

担当 運転免許課 試験・教習所係

運転適性検査・指導者養成等に関する要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、指定自動車教習所に入所した者に対する適性検査を行う者、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から委託を受けて行う停止処分者講習等（以下「委託講習」という。）及び指定講習機関において行う取消処分者講習等を実施する講習指導員は運転適性検査・指導者（以下「指導者」という。）の資格を有する者でなければならないことに加え、交通運輸事業所、一般会社及び事業所（以下「民間事業場等」という。）が、自ら従業員を対象として性格等に関する運転適性検査「警察庁方式運転適性検査K型」（以下「検査」という。）を行う場合は、指導者に行わさせることとされていることにかんがみ、指導者の資格を有する者の養成等に係る必要な事項を定め、安全運転管理に寄与することを目的とする。

2 青森県警察本部交通部運転免許課長による専決

青森県警察本部長（以下「本部長」という。）は、本要綱に規定する申請の受理、審査の実施及び判定、資格者証の交付等すべて本部長の権限により行う事務を青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に専決させることができる。

第2 指導者

1 指導者の資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 警察庁が行う中堅運転適性検査指導員専科又は取消処分者講習指導員専科を修了した者
- (2) 自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する取消処分者講習指導員（警察）研修、取消処分者講習指導員（一般）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員として従事した経験がある者
- (3) センターが実施する安全運転管理（5日）課程の研修を修了した者
- (4) 上記以外の者で、本部長が実施する新任運転適性検査・指導者養成講習（以下「適性検査指導者講習」という。）を受けた者

2 適性検査指導者講習の受講

- (1) 適性検査指導者講習を受講しようとする者は、当該講習前に科警研編「運転適性検査（73-1）」（以下「事前検査」という。）を受け、合格しなければけれ

ばならない。

- (2) 事前検査の結果、4若しくは5の判定を受けた者を合格者とする。

このほか、3の判定を受けた者であっても、精神的活動性の性能別判定値が4若しくは5の者は合格者とする。

- (3) 適性検査指導者講習は、事前検査に合格した者が受講できるものとする。ただし、大学において心理学を専攻した者又はこの種の検査の経験が豊かであつて、本部長が適性検査指導者講習を受講するまでもなく適格者と認める者については、受講を要しないものとする。

3 適性検査指導者講習の実施に関する基準

適性検査指導者講習は、年1回以上日時・場所を定め、次により行うものとする。

期間	内 容	時 間
第 1 日 目	運転適性検査の基本	1時間
	運転適性検査実施要領	1時間
	運転適性検査K型採点・評価・判定・診断票作成	2時間
	運転適性検査実施要領	3時間
第 2 日 目	運転行動と心理特性の概要	2時間
	運転適性診断票の読み方	1時間
	運転適性検査結果に基づく指導要領	1時間
	運転適性検査結果に基づく指導実習	2時間
	運転適性検査取扱上の留意事項	1時間

4 運転適性検査・指導者資格者証の交付申請

交付申請は、指導者の資格を有する者が勤務する指定自動車教習所又は委託講習を実施する法人若しくは民間事業場等の代表者等が、運転適性検査・指導者資格者証交付申請書（様式第1号）に、上記1に規定する者であることを証する書面の写しを添付の上、運転免許課長を経由して本部長に提出するものとする。

5 審査

本部長は、上記4により提出された書面により審査し、年齢等を考慮した上で指導者として適格者と認めた者は、運転適性検査・指導者資格者証（様式第2号。以下「資格者証」という。）を交付するものとする。

なお、センターが実施する安全運転管理（5日）課程の研修を修了した者については、自動車安全運転センター中央研修所長を経由した交付申請を認めるものとする。

6 資格者証交付状況の管理

本部長は、資格者証を交付したときは、運転適性検査・指導者資格者証交付簿（様式第3号）に登載し、資格者証の交付状況について明らかにしておかなけれ

ばならない。

第3 上級運転適性検査・指導者

- 1 上級運転適性検査・指導者（以下「上級指導者」という。）の資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 資格者証の交付を受けた後、運転適性検査業務に従事した経験の期間がおおむね5年以上の者で、上級運転適性検査・指導者養成講習（以下「上級適性検査指導者講習」という。）を受け、上級運転適性検査・指導者審査（以下「上級適性検査指導者審査」という。）に合格した者
- (2) 警察庁が行う中堅運転適性検査指導員専科又は取消処分者講習指導員専科を修了し、運転適性検査業務に従事した経験の期間が2年以上の者
- (3) センターが実施する取消処分者講習指導員（警察）研修、取消処分者講習指導員（一般）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある者で、本部長からの上申を受け、警察庁交通局運転免許課長が適当と認める者。

- 2 上級適性検査指導者講習及び上級適性検査指導者審査の実施に関する基準

- (1) 上級適性検査指導者講習

上級適性検査指導者は、必要に応じて年1回期日を定め、次により行うものとする。

期間	内 容	時 間
1 日 間	運転適性検査の仕組み	1 時間
	運転適性検査実施要領	2 時間
	運転適性検査結果の読み方と指導実習	2 時間
	運転適性検査取扱上の留意事項	1 時間

- (2) 上級適性検査指導者審査

ア 上級適性検査指導者審査は、次表左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる審査細目について、補完式又は択一式の筆記試験により行うものとする。

イ 試験問題の出題数は20問、所要時間は30分間とする。

審 査 項 目	審 査 細 目
運転適性検査の仕組み	1 運転適性に関する知識
	2 各種運転適性検査の用途
	3 心理検査に係る統計上の基礎知識
運転適性検査実施実習	1 適切な検査実施要領
	2 採点、評価値算出及び診断票作成要領
運転適性検査結果の読み方と指導実習	1 運転適性検査で測定している要素
	2 カウンセリング手法に基づいた指導要領

運転適性検査取扱い上の留意事項	1 検査結果の適性な取扱い・管理 2 指導者に求められる資質・資格 3 運転者教育における運転適性検査の役割
-----------------	--

ウ 合格基準は、90パーセント以上の正答率であることとする。

エ 不合格になった者については、再度上級適性検査指導者講習を受講した上で上級適性検査指導者審査を行うものとする。

3 上級運転適性検査・指導者資格者証の交付申請

交付申請は、上級指導者の資格を有する者が勤務する指定自動車教習所又は委託講習を実施する法人若しくは民間事業場等の代表者等が、上級運転適性検査・指導者資格証交付申請書（様式第4号）に、上記1に規定する者であることを証する書面の写しを添付の上、運転免許課長を経由して本部長に提出するものとする。

4 審査

本部長は、上記3により提出された書面により審査し、適格者について上級運転適性検査・指導者資格者証（様式第5号。以下「上級資格者証」という。）を交付するものとする。

5 上級資格者証交付状況の管理

本部長は、上級資格者証を交付したときは、上級運転適性検査・指導者資格者証交付簿（様式第6号）に登載し、上級資格者証の交付状況について明らかにしておかなければならない。

第4 研修会の開催

本部長は、指導者及び上級指導者の資質の維持・向上を図るため、必要に応じて研修会を開催するものとする。

第5 検査

1 検査の概要

(1) 検査の開発経緯

検査は、簡易な方法での的確、かつ、多くの対象者に係る検査を行い、作業能力等の心理面から交通事故を起こす可能性が認められる運転者を発見するための適性検査手法として警察庁が開発したものである。

(2) 検査の性能等

ア 検査の性能

検査は、自動車運転における事故傾向と関連性の深い「動作の正確さ」、「動作の速さ」、「精神的活動性」、「衝動抑止性」及び「情緒安定性」の5要素について行い、個人の適性又は欠陥を把握してこれを是正する運転に係る指導

を行うことを可能とするもので、この種心理学的応用検査としては、確度は高い。

イ 検査結果の判定

判定は、「総合判定」、「状況判断力」、「動作の正確さ」、「動作の速さ」、「衝動抑止性」、「神経質傾向」、「回帰性」、「感情高揚性」、「攻撃性」、「非協調性」、「自己顕示性」、「情緒安定性」について行い、行動の特徴の抽出及び運転の行動タイプ（うっかり型、注意散漫型、じっくり型等）を診断するものである。

2 検査の実施要領

(1) 検査の実施者

検査は、心理検査の手法を用い、実施、判定及び助言に当たっては、検査に係る十分な知識が必要であることに加え、その取扱いいかんによっては効果が得られない、又は、被検査者の生活行動までを制約しかねないことから、指導者が実施するものとする。

また、民間事業場等において従業員等に対して自ら検査を行う場合は、当該民間事業場等に所属する指導者が行うものとする。

(2) 検査方法及び検査時間

ア 検査方法

検査場所として静かな場所を選び、机、いすを用いて行うものとする。

一回当たりの検査実施人員はおおむね30人程度とし、やむを得ない場合は補助者を置いて最大50人までとする。

イ 検査時間

一回当たりの所要時間は、検査実施時間32分、趣旨説明その他の時間を含めて50分以内とする。

(3) 検査の目的、趣旨等の説明

指導者は、検査開始前に検査の目的、趣旨、効果及び交通事故多発運転者の心理的特性等を説明し、受検者に全能力を発揮して受検させるように努めるものとする。

(4) 採点、評価等

検査の採点、評価及び運転適性診断票の作成は、「警察庁方式運転適性検査K型実施手引」により行うものとする。

(5) 指導、助言等

ア 指導者は、検査の結果による運転適性診断票を受検者に示し、自動車運転の指導や助言等を具体的に行うものとする。

イ 指導者は、総合判断の結果、運転上注意を要すると認められる者及び運転に注意を要する心理的特性が認められる者を発見したときは、運転免許課が

行う精密な適性検査を受検するよう指導するとともに、職場の配置転換又は運行経路の変更、補助者の添乗等の措置を講じることにより、交通事故防止を図るものとする。

(6) 指定自動車教習所の留意事項

指定自動車教習所において検査を行う場合は、上記(1)から(5)に定めるほか、次のことに留意して実施するものとする。

ア 検査は、教習を実施する前のできるだけ早い時期に実施すること。ただし、過去1年以内に検査を受けた者で、その際の検査結果が確認できる場合、技能審査のみの教習生の場合又は検査の必要がないと明らかに認められる教習生の場合は、検査を行わないことができる。

イ 指導者は運転適性診断票を教習生に示し、診断結果に応じた個別指導を行うこと。

ウ 評価及び判定値については、教習原簿の所定欄にそれぞれ転記しておくこと。

エ 判定の結果、注意を要すると認められた教習生については、言動、教習態度等を注意深く観察し、必要に応じて追跡調査の上、道路交通法第90条第1項第1号、第1号の2、又は第2号の規定に該当する者の発見に努めること。

3 検査用紙の管理

検査用紙の管理は、次のとおり行うものとする。

- (1) 検査用紙が一般に公開され、事前に練習することを許した場合は、適性な評価が行われないこととなるので、検査用紙は運転適性検査用紙使用管理簿（様式第7号）によりその使用状況を明らかにするとともに、指定自動車教習所又は民間事業場等の責任者が管理すること。
- (2) 使用済みの検査用紙（運転適性診断票を除く。）は、速やかに焼却又は裁断するなどし、個人情報等が識別できない状態で確実に廃棄すること。
- (3) 運転適性診断票の保存年限は、1年間とする。

<p>運転適性検査・指導者資格者証交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名</p>	
氏名、生年月日	<p>ふりがな 氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生（ 歳）</p>
住 所	
勤 務 先	会社、事業所
	所 在 地
	職 名
運転適性検査・指導者 資格者証交付申請事由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

運転適性検査・指導者資格者証

所 属

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は、「警察庁方式運転適性検査」の検査・指導者として
適格者であることを証明する。

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 印

<p>上級運転適性検査指導者・資格者証交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名</p>	
氏 名、生年月日	ふりがな 氏 名 年 月 日生（ 歳）
住 所	
勤 務 先	会社、事業所
	所 在 地
	職 名
運転適性検査・指導者 資格者証交付申請事由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

上級運転適性検査・指導者資格者証

所 属

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は、上級運転適性検査・指導者として適格者であることを証明する。

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 印

